



第97回

民法改正(7)

今回も前回に引き続き「定型約款」に関する規律について説明します。

定型約款の内容の表示

定型取引を行い、または行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前、または、定型取引合意の後相当の期間内に、相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければなりません。

これは、定型約款の内容を知り権利を取引の相手方に保障する必要があるためです。

ただ、このような取引では、取引の相手方が定型約款の内容をきちんと確認しないまま取引することも多く、定型約款準備者の負担が過大になることを防止するため、定型約款準備者が既に取引の相手方に対して定型

約款の内容を記載した書面や電磁的記録を交付・提供していたときは、表示は不要です。

なお、定型取引合意の前に、取引の相手方が定型約款の内容の表示を請求したのに、定型約款準備者がこれを拒否したときは、定型約款のみなし合意の規定は適用されません。

但し、一時的な通信障害が発生した場合、その他正当な事由がある場合は、例外とされています。

定型約款の変更

定型約款については、法令の変更や社会情勢の変化により、その内容を変更すべき事態も想定されます。

ただ、多数に上る取引の相手方から、定型約款の変更について個別の同意を得ることは極めて困難です。

そこで、改正民法では、後記①・②の場合につき、定型約款準備者が取引の相手方の同意を得ずに定型約款の内容を変更できる旨の条項を設けています。

①定型約款の変更が、相手方の

一般の利益に適合するとき
定型約款の変更が取引の相手方全員の利益に適合する場合であれば、通常、相手方が変更に同意することから、画一的な取り扱いを優先したものです。

具体例としては、顧客である取引の相手方が支払義務を負う金額を減額する場合や、定型約款準備者が提供するサービスの内容を拡充するような場合が想定されます。

②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性など、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
定型約款の変更が契約の目的に反する場合は、定型約款準備者による一方的な変更は認められません。

加えて、法令変更、社会情勢や経営状況の変化など、事業者側の事情だけでなく、取引の相手方の事情も含めて総合的に考慮した上で、客観的に見て変更の合理性があることが必要となります。

したがって、変更により取引

の相手方である顧客に与える不利益の内容や程度、その軽減措置の有無や効果についても、考慮要素となります。

なお、定型約款準備者は、定型約款の効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を、インターネットの利用その他適切な方法により周知しなければなりません。

前記の効力発生時期が到来するまでに周知しなければ、定型約款の変更の効力は生じないこととなります。



田中伸山
山下江法律事務所
副代表・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所
広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部
山下江 検索

- ☑契約書チェック
- ☑債権回収
- ☑労務問題など

◆企業法務相談料30分5千円(+税)
◆案件により着手金無料(応相談)
企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigyoo.com>



予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09